

「御同朋の社会をめざす運動」山陰教区委員会設置規則内規

(趣旨)

第1条 教区規則及び山陰教区総合基本計画にもとづき、「御同朋の社会をめざす運動」(以下「実践運動」という)の施行に際して運動を円滑に推進するために必要な事項を、この内規に定めるものとする。

(部会)

第2条 実践運動を円滑に推進するため次のとおり部会を設ける

- 一 同朋・社会部会
- 二 寺院活動支援部会
- 三 伝道・広報部会

(部会所掌事項)

第3条 各部会は次の各号に掲げる事項をつかさどる

- 一 「同朋・社会部会」
差別、平和、環境などの社会問題への取り組み
- 二 「寺院活動支援部会」
伝道拠点である寺院の機能活性化
教化団体の連携をはかり、活性化を推進
過疎地域の寺院対策
- 三 「伝道・広報部会」
時代と社会に即応する教学の探求と振興
文書、視聴覚による伝道

(部会組織)

第4条 それぞれの部員は、教区委員会委員(実践運動教区委員会委員)をもってあてる。

2 部員の任期は2会計年度とし、再任されることができる。

(部長及び副部長)

第5条 それぞれの部会に部長1人及び副部長1人を置く。

2 部長は、それぞれの部会において委員の互選した者をもって充て、会務を統理する。

3 副部長は、それぞれの部会において委員の互選した者をもって充て、部長を助け、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(担当)

第6条 山陰教区における継続的且つ独自の運動を推進するため、第2条で設置する部会に次のとおり担当を設けることができる。

- 一 同朋社会研修会担当(同朋・社会部会)
- 二 連研担当(寺院活動支援部会)
- 三 子ども・若者ご縁づくり担当(寺院活動支援部会)
- 四 ご縁まち交流担当(寺院活動支援部)

- 五 カレンダー担当（伝道・広報部会）
- 六 教区報担当（伝道・広報部会）
- 七 僧侶研修会担当（伝道・広報部会）
- 八 勤式担当（伝道・広報部会）
- 九 その他必要なもの

（担当所掌事項）

第7条 各担当は次の各号に掲げる事項をつかさどる

- 一 同朋社会研修会担当（同朋・社会部会）
同朋社会研修会の計画並びに実施
その他、同朋運動・社会運動に関する事項に対する協力
- 二 連研担当（寺院活動支援部会）
連研のための研究会・連研履修者研修会の計画並びに実施
- 三 子ども・若者ご縁づくり担当（寺院活動支援部会）
子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）の事業推進
- 四 ご縁まち交流担当（寺院活動支援部）
ご縁まち交流の計画並びに実施
- 五 カレンダー担当（伝道・広報部会）
カレンダーを始めとする伝道資料の発行
- 六 教区報担当（伝道・広報部会）
教区報の発行
- 七 僧侶研修会担当（伝道・広報部会）
僧侶研修会の計画並びに実施
- 八 勤式担当（伝道・広報部会）
勤式講習会・法務員特別法務員連絡協議会・勤式研修会の計画並びに実施
山陰教区勤式練習所に関する計画並びに実施
得度講習会・得度考査における法式規範及び勤式作法科目に関する計画並びに実施
その他、勤式全般に関する事項に対する協力
- 九 その他必要なもの

（担当組織）

第8条 それぞれの担当は若干名で組織する。

- 2 担当は、教区内の専門的知識を有する有識者、学識経験者の中から、教区委員会の承認を経てあてる。
但し、部会との連携をはかるため、少なくともその中に部員を1名は加えなくてはならない。
- 3 担当の任期は2会計年度とし、再任されることができる。

（担当長及び副担当長）

第9条 それぞれの担当に担当長1人及び副担当長1人を置く。

- 2 担当長は、それぞれの担当において委員の互選した者をもって充て、会務を統理する。

3 副担当長は、それぞれの担当において委員の互選した者をもって充て、担当長を助け、担当長に事故があるときは、その職務を代行する。

(内規の変更)

第 10 条 この内規の変更見直しは、教務所長の起案に基づき、教区委員会の承認を経て行う。

附則

1 この内規は 2012 (平成 24) 年 9 月 25 日から施行する。

2 この内規施行の際現に教区委員会設置規則にもとづき講じた措置は、この内規による措置とみなす。

附則 この内規は 2014 (平成 26) 年 2 月 20 日から施行する。

附則 この内規は 2015 (平成 27) 年 2 月 24 日から施行する。

附則 この内規は 2016 (平成 28) 年 2 月 26 日から施行する。

附則 この内規は 2016 (平成 28) 年 5 月 10 日から施行する。

附則 この内規は 2020 (令和 2) 年 2 月 13 日から施行する。